

平成 28 年 10 月 1 日

株主各位

単元株式数の変更に関する公告

東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号  
三菱製紙株式会社  
代表取締役社長 鈴木邦夫

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会決議により、平成 28 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株とする定款の変更を行いましたので、会社法第 195 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

以 上

(ご参考)

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催の第 151 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議し、併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の変更を行うことを決議いたしました。このたび、本株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されましたので、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって、単元株式数の変更および定款の変更を実施いたしました。

これに伴い、平成 28 年 9 月 28 日から、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆さまにおかれましては、特段の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。